

措置状況報告書

監査の名称：平成28年度 定期監査

部 局 名：環境部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【清掃業務課】</p> <p>(1) 備品等の管理事務について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 備品の管理が適切でないもの <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた備品について、会計管理者宛に物品処分の通知をしました。</p> <p>今後は、規則に従い備品の適切な管理をいたします。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：平成28年度 定期監査

部 局 名：水道局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【維持課】</p> <p>(1) 契約事務について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約書の内容に不備のあるもの <p>大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。</p> <p>しかしながら、境界確認業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていなかった。</p> <p>今後は、個人情報取扱事務を業務委託しようとするときは、当該業務委託に係る契約において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じられたい。</p>	<p>当該業務委託に係る契約書に個人情報保護条項を追加いたしました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p>	